

従業員の休業等を対象

福井県雇用維持緊急助成金

～従業員の雇用を守る事業主を福井県が応援します～

対象

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業所[※]

※福井県内の事業所で休業を実施したものに限りです

対象となる休業等

令和2年1月24日から6月30日までに実施した休業

上限額・助成率

※
休業手当等の総額の1/10 ※国が支給決定に当たり対象とした額
(1事業所あたり100万円を上限)

(解雇等を行わない場合)

国	福井県
中小企業 休業手当等の総額×9/10 ・休業手当支払率60%超部分については10/10 ・県の休業要請を受け休業するなど一定の要件を満たす場合、休業手当全体の助成率10/10 大企業 休業手当等の総額×3/4	休業手当等の総額×1/10 ・中小企業：国・県合わせた額9,256円/人日を上限 大企業：国・県合わせた額9,441円/人日を上限 ・国の助成率が9/10を超える場合は、国・県の合計が10/10となる額を上限

(解雇等を行った場合)

国	福井県
中小企業 休業手当等の総額×4/5 大企業 休業手当等の総額×2/3	休業手当等の総額×1/10 ・中小企業：国・県合わせた額9,256円/人日を上限 大企業：国・県合わせた額9,441円/人日を上限

※休業を実施した場合の休業手当または教育訓練・出向を実施した場合の賃金相当額
1月24日～3月31日までの休業にかかる国の助成率は、2/3（中小企業）、1/2（大企業）

申請手続

別紙「支給申請書兼請求書」と添付資料を下記へ郵送してください

〒910-8580 福井県 産業労働部 労働政策課 (住所の記載は不要)

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648